

司法書士による相談会と説明会開催のご案内 無料

司法書士による 「高齢者・障害者のための 成年後見相談会」

日時 9月17日(日)
13:30~16:30
場所 岐阜市藪田南5丁目14番53号
OKBふれあい会館 4階
405、407、408 小会議室
(要予約・先着順 9枠)

相談例：

- ◆ひとり暮らしの今後が不安。
- ◆知的障害を持つ子供の将来が心配。
- ◆遺産分割協議をしたいけど相続人の一人が認知症でできない。
- ◆年金が母のために使われていないみたい…どうしよう。 など

成年後見制度に関する説明会 「遺言と成年後見制度 について学ぼう」

日時 9月17日(日)
13:30~15:30
場所 岐阜市藪田南5丁目14番53号
OKBふれあい会館 3階
301中会議室
(要予約・先着順 定数80名)

申込：予約受付

8月28日(月)から9月11日(月)まで
岐阜県司法書士会事務局内
(TEL:058-259-7118) または
(TEL:058-246-1568)

主催：(公社)成年後見センター・リーガルサポート岐阜県支部
後援：岐阜県司法書士会

相続登記の 申請義務化について

☎ 岐阜県地方務局不動産登記部門 ☎058-245-3183

令和6年4月から、不動産の所有者が亡くなった場合には、相続人は、不動産を取得したことを知った日から3年以内に、不動産の名義変更(相続登記)の手続きをすることが法律上の義務になります。

この義務は、過去に相続した未登記の不動産にも適用され、正当な理由なく義務に違反した場合には10万円以下の過料の適用対象になるなど、国民への影響が非常に大きい制度です。

詳しくは、法務省のHPをご覧ください。



▲法務省HP

全国一斉「こどもの人権相談」 強化週間の実施について

～なんでもおしえて こころのもやもや～

☎ 岐阜地方務局人権擁護課 ☎058-245-3181

いじめ、虐待のほか、学校生活、家庭の問題など、こどもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。

日時 8月23日(水)～29日(火)
平日 8:30~19:00
土・日 10:00~17:00

※強化週間以外の日は、
平日 8:30~17:15まで相談に応じています。

相談専用電話(こどもの人権110番)
☎0120-007-110

SNS(LINE)による人権相談
アカウント名 SNS人権相談
検索ID @snsjinkensoudan
友達登録はこちらから→

